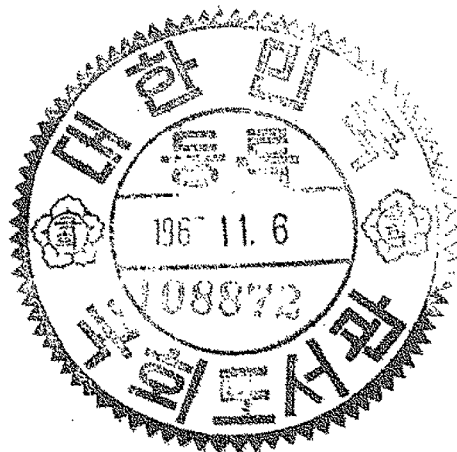


朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存要目

朝鮮總督府



目次

朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の發布に就て	一
朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存要目	七
朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令	二四
同	三〇
上施行規則	三〇
同	三〇
上施行手續	三〇
國有寶物古蹟名勝天然記念物處分に關する件	三三
朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令等施行に關する件	三五
朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制	三七
同	三七
上議事規則	三七
保存會官制及保存令施行期日	三六
朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會委員	三六

## 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の發布に就て

渡邊學務局長談

今回朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令が發布せられ、同時に朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制が制定せられた。後者は朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令に伴ふ朝鮮總督の諮問機關に關する規定で、又近く是等施行に必要な諸規定が設けられる筈である。

朝鮮に於ける古蹟及遺物の保存に關しては、大正五年古蹟及遺物保存規則を發布し、爾來之に基き保存を要する古蹟及遺物を登録し、濫に登録したる物件の現狀を變更し、移轉し又は處分することを禁止し來つたものであるが、本規定は實際に於て所有權に制限を加ふるものなるに拘らず、府令を以て定めたる形式上の缺陷あるのみならず、其の事務の主管關係に於て今日の時勢に適せざる規定ある等、内容上の不備もあり、且從來の實蹟に鑑み、特に歴史の證徴又は美術の模範と爲るべき遺物に付ては一層其の保存を確實ならしむると共に、所有者に對しても一定の

義務を負はしむる途を講ずる必要ある等本規則は根本的に之を改正するを適當と認められて居つた。又名勝天然記念物の保存に關しては從來何等法令を以て制限を加へたるものなく、近時交通の發達、内外觀覽客の激増等に伴ひ、其の毀損亡失せらるゝもの續出するに至りたるに徴し、是亦適當の法規を設け其の保護を完ふするの必要に迫られてゐたのである。而して是等の事項は其の性質上之を同一の法規に纏むるを便とするを以て、此度制令として前記朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の發布を見るに至つた次第である。從て從來の古蹟及遺物保存規則は本令の施行と同時に廢止せらるゝ筈である。本令の施行に依つて必らずや朝鮮に於ける文化の上に一段の効果を齎すべく、殊に逐年内外人の此の地を視察する者多く、特に滿洲國の新興と共に其の數遽に増加し、獨り殖産工業の現状のみならず、更に進んで古代半島の實情に注目するに至れる際、其の發布を見たることは寔に意義深きものと信するのである。今其の概要を述べて參考に供したいと思ふ。

## 一 寶物古蹟名勝天然記念物の調査

朝鮮總督は寶物古蹟名勝又は天然記念物に關する調査を爲す爲必要ありと認むるときは當該官吏をして必要なる場所に立入り調査に必要な物件の提供を求め測量調査を爲し又は土地の發掘、障物物の變更、除却其の他調査に必要な行爲を爲さしむることが出来る。此の場合に於ては當該官吏は其の身分を證明すべき證票を携帶する。而して若し當該官吏の職務執行を拒み妨げ若くは忌避し、調査に必要な物件の提供を爲さず又は調査に必要な物件にして虚偽なるものを提供したる者があれば、本人は二百圓以下の罰金に處せられる。

## 二 寶物古蹟名勝天然記念物の指定

寶物古蹟名勝又は天然記念物は朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會に諮問して之を指定する。而して朝鮮總督が其の指定を爲したるときは其の定むる所に依り之を告示し、且當該物件又は土地の所有者、管理者又は占有者に通知する。尤も指定せられたる物の保存上必要と認むるときは之を告示しないこともある。

## 三 寶物古蹟名勝天然記念物の種類

寶物は建造物、典籍、書蹟、繪畫、彫刻、工藝品、其の他の物件、古蹟は貝塚、古墳、寺址、城址、窯址、其の他の遺蹟、名勝は景勝の地、天然記念物は動物、植物、地質、礦物等、歴史の證據又は美術の模範と爲り、或は學術研究の資料と爲るべきもの一切に互り頗る其の範圍は廣いのである。

#### 四 寶物古蹟名勝天然記念物の制限

寶物は朝鮮總督の許可を受けたる場合の外之を輸出又は移出することが出来ない。又寶物古蹟名勝又は天然記念物に關し、其の現狀を變更し又は其の保存に影響を及ぼすべき行爲を爲さんとするときは、朝鮮總督の許可を要する。尙朝鮮總督は寶物古蹟名勝又は天然記念物の保存に關し、必要ありと認むるときは一定の行爲を禁止若くは制限し、又は必要なる施設を命ずることが出来る。而して是等の條項に違反したる者は素より、寶物を損壞、毀棄又は隱匿したる者に對しても夫々罰則の規定がある。

#### 五 寶物古蹟名勝天然記念物所有者の義務

寶物の所有者は朝鮮總督の命令に依り一年内の期間を限り、李王家、官立又は公

立の博物館又は美術館に其の寶物を出陳する義務があり、又寶物の所有者に變更あり或は寶物滅失又は毀損したるときは、朝鮮總督の定むる所に依り所有者に於て其の旨届出を要する。

尙茲に注意すべきは、貝塚古墳寺址城址窯址其の他の遺蹟と認むべきものは、假令古蹟として指定せられざるものと雖、朝鮮總督の許可を受くるに非ざれば之を發掘其の他現狀を變更することを得ず、違反したる者は一年以下の懲役若は禁錮又は五百圓以下の罰金若くは科料に處せられ、尙ほ是等遺物と認むべきものを發見したる者は直に其の旨を朝鮮總督に届出を要し、違反して届出を爲さざる者は百圓以下の罰金又は科料に處せらるゝことである。

以上は朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の要點を摘記したに過ぎないのであるから、詳細は同令に就て見られたい。之を要するに、本令の目的とする所は數千年の歴史を有し、往古常に支那の文化を輸入し之を内地に傳播したる朝鮮に於て、其の歴史の變遷及古代日支の關係を闡明し、又は美術工藝の模範として貴重の遺蹟及遺物多く、又景勝の地或は動植礦物等にして郷土の記念として其の特徴を



表はし、又は學術上の研究資料として貴重なもの尠からざるに依り、是等を永久に保存し、以て學術の參考に供し、美術工藝の發展に資し、且郷土愛着の念を喚起し、安じて各々其の業務に勵む様期待するものである。而して此の事業は全然國家の施設のみに俟つは不可能のことに屬するを以て、願くは本府と地方とを問はず、官民一致協力して以て所期の目的の達成に努力せらるゝ様切望して已まぬのである。

— 昭和八年十二月十一日 —

## 寶物古蹟名勝天然記念物保存要目

保存種目 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令によつて保存すべきものは寶物古蹟名勝天然記念物の四種目あつて、何れも朝鮮に於いて永久の記念物として保存の必要あるものを選択し、國法によつて其の破損滅失は勿論のこと、現状の變更を嚴禁するのが保存令の趣意である。世界の文明國では悉く嚴重な法令で同様の趣意の貫徹に努めて居り、内地に於いても早く史蹟名勝天然記念物保存法及び國寶保存法によつて嚴重な保存の策を講じて居る。

寶物古蹟名勝天然記念物の四種目は判然と區別の出來ないものが尠くない。古蹟であつて同時に名勝であるとか、名勝地域内に寶物のある例は珍らしくない。例へば金剛山には名勝もあるし多數の天然記念物をも包含して居るが、同時に寶物としての建造物もあり、亦建造物の内部には寶物として指定すべき佛像繪畫も少くなく、寺址其他の古蹟も多い。古蹟として指定すべき地域内に巨木珍草があるとか、寺院廟壇に奇樹珍木のあるといふことも必ずしも稀ではない。只主要な

るものを取つて指定して全體の保存を計ることもあるし、場合によつては一地域内で數種目の指定が重複することもあらう。

寶物と古蹟との區別は稍面倒で人によつて多少意見を異にすることもある。考古學上からは遺物と遺蹟とは動と不動との關係で説き、土地と地上物件とを一つにして之を遺蹟といひ、其の土地から離れて遊離した物件を遺物といつて居る。此の原則から出發して、寶物とは其の原所在地を離れて轉々しても保存の價值あるものをいひ、書畫彫刻工藝品等の大部分は夫れで、移動し賣買されても價值を減するものではない。所が古蹟は必ず其の原所在地と密接の關係のあるもので、其の地域内の土地と地上地下の物件とを引きくるめて古蹟といふのである。土地のない古蹟はあり得ないが同時に又土地ばかりでは古蹟とはいはれない。其の點古蹟と名勝とは同一である。例之ば寺址には昔の寺のあつた地域内に石塔石燈幢竿支柱礎石等の外に土壇とか石壇等の一種の土地の形狀と瓦片埴片等の遺物を同時に包含して居る。其の一定の地域内にある物件と地形と遺物とを、土地と共に引きくるめて「寺址」といふ古蹟に指定するのである。古墳といつても同様

で、土饅頭ばかりが古墳ではなく、土饅頭と石室と石室内の遺物とを引きくるめて古墳といふ。若し其の古蹟内の或一部分が其の土地を離れる時は、離れたもの夫れ自身はもはや古蹟ではなく、或は古蹟全部の保存の意義を失はしめることがある。例之ば或る寺址にあつた石塔を古蹟と指定した際に、石塔が他に移動されると、塔と原所在地との關係がなくなるので、古蹟として保存の價値を失ふこととなる。又古蹟全體として保存の價値あるものであつても、其の一部分のみを探るとつまらないものになるといふ例も少くない。例へば開城満月臺の古蹟内の石垣とか敷石とかは、満月臺の一部としては貴重な古蹟であるが、其の一つ一つを引き離して他に移轉しては單なる石塊瓦片に過ぎない。

要するに古來の歴史に關係ある地域を其の地上物件と共に之を古蹟といひ、嘗て古蹟内の一部であつても、既に原所在地を離れて轉々したものは遺物であり、其の内國家が保存の必要を認めて保存令で指定したものを寶物といふ。朝鮮の保存令で寶物といふのは、内地の國寶保存法による國寶に該當するものである。

唯建造物は多くは其の原所在地に其のまゝ保存する必要のあるものが多いが、

場合によつては建造物其のものは移建しても保存の價値を變へないものがあり、内地の古社寺保存法や國寶保存法の例によつて之を寶物の一部として考へることになつて居る。

名勝とは景勝の地、景色眺望の優れた地であつて、國民の遊覽に備へて安んずるの氣を養ひ、又外國の遊覽者を招致する等の必要から國家として保存をはかるものである。國が保安林を設け禁獵區を設定すること、精神は同一であるが、目的を異にして居るのである。従つて名勝とは、或る一定の地域と其の地形地勢は元より、地上物件の一切が含まれるので、名勝地域では道路の開鑿も家屋の營造も勝手に出來ない譯である。

天然記念物とは動植物、礦物、地質等にして朝鮮特殊のものを紹介し、學術上珍奇なるもの、種の滅失の懼れあるもの等を地域を定めて保護せんとするので、巨樹、珍禽、奇獸、怪蟲、麗草に至るまで國法によつて保存をはかるもので、所在の地域と共に保存されることが注意すべき點である。

寶物 とは建造物、典籍、書蹟、繪畫、彫刻、其他の工藝品にして

- 一 製作年代の古くして其の時代の標本となるべきもの
- 二 製作技術の優秀なるもの
- 三 形式又は構造の珍奇にして他に類例少きもの
- 四 著名なる人物に由緒の深きか又は其の製作に係るもの
- 五 特に歴史の徴證となるもの

等の標準により、特に朝鮮に於いて永久保存の必要ありと認むるものを選択の上、朝鮮總督の指定したるものをいふ。

寶物として指定すべきものゝ例を舉ぐれば

(イ) 木造建築物 主要なる建物の外に門廊石階雜舍等を含む

宮殿 例、京城景福宮勤政殿同慶會樓同神武門

城門 例、開城南大門平壤大同門

殿廟 例、京城東廟開城文廟慶州崇德殿

祠宇 例、慶州玉山書院順興紹修書院

官衙

客舍 例、慶州東京館

樓亭 例、平壤浮碧樓、密陽嶺南樓、京城老人亭

舊宅 例、江陵烏竹軒

佛寺 例、江華傳燈寺、大雄殿、榮州浮石寺、祖師堂

驛院 例、碧蹄館

(ロ) 石造物 建造物の一種であつて、古蹟の内に包含せらるゝものもあるが、又既に原所在地を離れて、形狀技法の優秀なために保存すべきものも少くない。

磚造のものも之に含む。

石塔 例、慶州昌林寺三層石塔、原州興法寺三層石塔

磚塔 例、安東東部洞五層磚塔

石燈 例、潭陽開仙寺石燈

石幢竿 例、中初寺幢竿支柱

石槽 例、公州邑内石槽

石碑 例、新羅太宗武烈王陵碑

石階 例、慶州佛國寺青雲橋白雲橋

石橋 例、慶州日精橋月精橋

其他 慶州瞻星臺平壤箕子井慶州石氷庫等

(ハ) 典籍 文書地圖竝に板木を含む

古き時代の刊行本又は寫本 例、松廣寺般若經疏

今日傳來の少き珍らしき書籍 例、楡岾寺龍龜手鏡

著名なる人物の手寫本手澤本等

特に歴史の徵證となる記録文書

古き時代の板木活字 例、海印寺大藏經板

(ニ) 書蹟 手寫筆蹟の外法帖拓本を含む

優秀なる筆蹟 例、金生筆蹟

著名なる人物の筆蹟 例、鄭夢周筆蹟

(ホ) 繪畫

優秀なる繪畫



古代の風俗制度を知るに足るべき繪畫

著名なる人物の描きたる繪畫

歴史の參考となるべき傳來正しき繪畫

(一) 彫刻

彫像・彫刻品の外、彫刻文様の裝飾を有する器具等

(二) 工藝品

鑄金・彫金・鍛金・漆器・金銀細工・木工・竹工・石工等のあらゆる工藝品を含み、大は梵鐘から小は耳飾の細金細工に至るまで、其の種類と範圍は最も廣く一々例を擧げることには出来ない。

古蹟 には今日其の地に礎石が有るとか、石佛・石燈・石塔があり、或は瓦片・陶器等が散亂して居て、一見して古蹟たることの明瞭なものもあるが、亦地表面に何物も古蹟たることを示すべきものもないものもある。例へば宮殿址であつて今地表面に一木一石を遺さざるものとか、古戰場・古港・古代の道路・御野立所の如く、他の資料によつて其の古蹟たることを證するに過ぎないものもある。又古來の傳説地

にして今日の地上物件と何等の關係もなき古蹟もある。

(イ) 有史以前遺蹟 文書記録による歴史の傳らざる以前の朝鮮の遺蹟であつて、通常左の如く之を分類して居る。

貝塚 食餘の貝殻を捨てたる場所で、住居の附近にあるを常とする。貝の厚さは一寸内外から五六尺に及ぶものあり、貝層の中には石器・土器・骨角器等の遺物を包含して居り、又墳墓を其間に營むものもある。

遺物包含層 土壤の間に石器・土器・骨角器等の遺物を包含するもので、通例層位狀をなして居る。石器時代人の住居と關係あるものである。

散布地 石器・土器等の遺物の散布する地域であつて、包含層が地表に露出すると、多くは遺物の散布狀態を呈するものである。

支石墓 又撐石ともいひ、歐羅巴に於けるドルメンに當り、有史以前の墳墓の一種である。小さいものは三四尺の石塊から、大きいものは二十尺に餘る巨大の盤石の下に、數枚の支石を以て之を支へて居る特殊の石築墳墓である。

有史以前の墳墓には別に板石を箱形に組んで石棺を作つたものがあり、又大

甕の口に石を覆ひ、或は大甕二個の口を合せて作つた甕棺がある。

一六

其他 人類學、考古學上重要な遺蹟

(ロ) 住居に關する古蹟

郡城址 例、鐵原、泰封、舊郡址、慶州、新羅郡城址

郡邑址 例、古楊州郡址

宮殿址 例、大華宮址、喬桐行宮址

其他 史庫址、鄉校址、文廟址、由緒ある舊宅苑、油井泉等

(ハ) 祭祠信仰に關する古蹟

殿廟址

祠宇址

寺刹址 例、慶州皇龍寺址、連山開泰寺址等

壇 城隍壇、社稷壇、先蚕壇、山川壇等

(ニ) 兵事關防に關する古蹟

城郭 例、水原邑城

窯址	堤堰	橋址	古道	市場址	(ホ) 産業交通土木に關する古蹟	烽燧臺	古戰場	關門址	水營址	鎮堡	防壘	柵砦	古城址
						例、京城南山烽燧址	例、連山黃山原	例、慶州關門、黃草嶺關門	例、海南右水營址	例、興陽蛇渡鎮	例、高麗長城		例、慶州南山城址、廣州風納里土城址

(へ) 墳墓に關する古蹟

王陵 三國以來の王陵及び王后王子等の墓

古墳 古代の墳墓にて其の被葬者の知れざるか或は祭享者なきもの

墳墓 著名なる人物の墓

(ト) 重要なる傳説地

例へば慶州鷄林瓢巖等の類

名勝 にして保存の必要を認むるものは

一 著名なる苑池

二 花樹花草紅葉及び鳥獸魚蟲の名所

三 著名なる峽谷急流深淵

四 著名なる瀑布

五 著名なる湖沼

六 著名なる洞窟

七 著名なる河岸海岸島嶼其他景勝の地

八 著名なる風景眺望の特殊の地點

九 特色ある山岳・丘陵・高原・平原・河川・温泉地

天然記念物 天然記念物にして保存すべしと認むべきもの左の如し

(一) 動物

一 現時朝鮮に存する著名の動物にして、未だ世界の他の部分に發見せられざるもの(例へば世界に於て朝鮮と對馬とのみより産せざるキタタキの如き)

二 比較的近世まで世界の他の部分にも存在せしも、爾來漸く其の數を減じ、現時は僅に内地及朝鮮に於てのみ其の遺類を發見さるゝもの(例へば日本海のコクデラ)

三 従來は朝鮮に多數棲息せしも、近時其の數を減じ、漸く其の跡を絶たむとしつゝあるもの(例へばコウノトリ・ナベコロ・ヘラサギ・トキ・タイサギ・チュウサギ・ノガシの類、威鏡・鏡北道の黑貉等)

四 朝鮮特有の産に非ざるも、東亞著名の動物として之が保存の望ましきもの(例へば牙獐の如き)

- 五 代表的朝鮮動物相を示す地區
- 六 著名なる動物の蕃殖地又は渡來地(例へば忠清北道鎭川、黃海道白川、全羅南道高興等の鶴の渡來地、京畿道江華島のコウノトリの蕃殖地、日本海方面小鳥のツミガラス、ウミスズメの蕃殖地)
- 七 朝鮮に於て發見さるゝ各種の象、犀、劍、虎、鹿等の巨獸及び其の他著名動物の遺物發見地
- 八 山地、平地、濕原、森林、湖沼、海濱、河海、島嶼、洞窟等に於ける特有の動物、或は動物群全部
- 九 朝鮮に特有なる畜養動物(例へば朝鮮犬の如き)
  - 一〇 島嶼にして其の動物相の特異なるもの
    - (二) 植 物
      - 一 學術上價值ある寺叢、著しき並木、名木、巨樹、老樹、珍木、畸形樹、由緒ある植物
      - 二 代表的原始林、稀有の林相
      - 三 代表的高山植物帶

四 珍稀なる植物の所在地(例へば忠清北道鏡川に於けるウチハノキの存せる一帯の土地)

五 著しき植物の分布の境界を示せる所(例へば朝鮮中部に於ける竹の分布境界地)

六 輸移入植物にして學術上價值あるもの(例へば元山祀院内の杉花柏、仁川月尾島のヒメヤシヤブシの如き)

七 培養植物の稀有なる原産地

八 絶滅に瀕せる植物(例へば鬱陵島のタケシマブナの如き)

九 池泉湖沼河海等に生ずる水草類藻類蘚類苔類地衣類等にして珍稀なるもの

一〇 代表的石灰岩植物岩上植物及び乾生植物群落

一一 洞穴内又は瀧壺にして固有なる植物の發生せる所

一二 海岸又は河湖の岸邊の砂丘にして固有なる砂防植物の發生せる所

一三 温泉の水源並に是より流出する温水中に固有なる下等植物の盛に發生せる所



- 一四 固有なる原野又は代表的濕原植物群落
  - 一五 蘭類、蔓植物及び高等隱花植物の盛に發生せる土地又は是等の植物の多く發生せる林樹
  - 一六 島嶼にして其の植物相の特異なるもの
  - 一七 現に稀少となり又は稀少となるべき處ある野生の有用植物
  - 一八 或る目的の爲に保護せられたる樹林の群落にして學術上價値あるもの(例へば防水林、防風林、風致林、社壇林等)
  - 一九 化石森林の存在地
- (三) 地質鑛物
- 一 岩石及鑛物の露出状態の代表的なもの
  - 二 鑛物賦存状態の代表的なもの
  - 三 鑛物の成因を示せる状態の代表的なもの
  - 四 地層褶曲を示せる代表的なもの
  - 五 斷層裂罅、陷落の状態を示せる代表的なもの

- 六 地層の整合及不整合を示せる代表的のもの
- 七 巨大なる石灰洞及び著しき洞穴
- 八 火山岩の特異なる構造を示せるもの(例へば江原道通川の叢石亭)
- 九 風化及び浸蝕により特異なる現象を示せるもの
- 一〇 珍稀なる鑛物岩石の存在地

(四) 天然保護區域

保護すべき天然記念物に富める代表的一定の區域

〔附記〕

以上要目に掲げたるものは、保存令發布に伴ひ、地方廳よりの報告の參考に供し、又法令中の用語例を示さんが爲めに假に擧げたるものにて、適當の時期に改訂の豫定である。又例示したものは單に參考に止りて、必ずしも保存令によつて指定すべきものとは限つて居ない。

## 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令

(昭和八年八月九日  
勅令第六號)

第一條 建造物典籍書蹟繪畫彫刻工藝品其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證徴又

ハ美術ノ模範ト爲ルベキモノハ朝鮮總督之ヲ寶物トシテ指定スルコトヲ得

貝塚古墳寺址城址窯址其他ノ遺蹟景勝ノ地又ハ動物植物地質礦物其ノ他學術

研究ノ資料ト爲ルベキ物ニシテ保存ノ必要アリト認ムルモノハ朝鮮總督之ヲ

古蹟名勝又ハ天然記念物トシテ指定スルコトヲ得

第二條 朝鮮總督前條ノ指定ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督府寶物古蹟名勝天

然記念物保存會以下單ニ保存會ト稱スニ諮問スベシ

前條ノ指定以前ニ於テ急施ヲ要シ保存會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ朝

鮮總督ハ假ニ指定スルコトヲ得

第三條 朝鮮總督ハ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ關スル調査ヲ爲ス爲必要ア

リト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り調査ニ必要ナル物件

ノ提供ヲ求メ測量調査ヲ爲シ又ハ土地ノ發掘障礙物ノ變更除却其ノ他調査ニ

必要ナル行爲ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第四條 寶物ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

朝鮮總督前項ノ許可ヲ爲サントスルトキハ保存會ニ諮問スベシ

第五條 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第六條 朝鮮總督ハ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ保存ニ關シ必要アリト認ムルトキハ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ施設ニ要スル費用ニ對シテハ國庫ヨリ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第七條 朝鮮總督第五條ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ保存會ニ諮問スベシ但シ輕易ナル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 寶物ノ所有者ニ付變更アリタルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ所有者ヨリ之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ寶物滅失又ハ毀損シタルトキ亦同ジ

第九條 寶物ノ所有者ハ朝鮮總督ノ命令ニ依リ一年内ノ期間ヲ限リ李王家官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ寶物ヲ出陳スル義務アルモノトス但シ祭祀法用又ハ公務執行ノ爲必要アルトキ其ノ他己ムコトヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 前條ノ規定ニ依リ寶物ヲ出陳シタル者ニ對シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ補給金ヲ交付スルコトヲ得

第十一條 第三條ノ規定ニ依ル行爲若ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ノ爲損害ヲ被リタル者アルトキ又ハ第九條ノ規定ニ依リテ出陳シタル寶物其ノ出陳中不可抗力ニ因ルニ非ズシテ滅失若ハ毀損シタルトキハ朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ損害ヲ補償スルコトヲ得

第十二條 第九條ノ規定ニ依リテ出陳シタル寶物ニ付其ノ出陳中所有者ヲ變更アリタルトキハ新所有者ハ當該寶物ニ關シ本令ニ規定スル舊所有者ノ權利義

務ヲ承繼ス

第十三條 朝鮮總督ハ地方公共團體ヲ指定シテ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

前項ノ費用ニ對シテハ國庫ヨリ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第十四條 公益上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ保存會ニ諮問シ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第十五條 朝鮮總督第一條若ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定ノ解除ヲ爲シタルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ之ヲ告示シ且當該物件又ハ土地ノ所有者管理者又ハ占有者ニ通知スベシ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認ムルトキハ告示セザルコトヲ得

第十六條 朝鮮總督ハ國ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十七條 寺刹ノ所有ニ屬スル寶物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

前項ノ寶物ノ管理ニ關スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十八條 貝塚古蹟寺址城址窰址其ノ他ノ遺蹟ト認ムベキモノハ朝鮮總督ノ許

可ヲ受クルニ非ザレバ發掘其ノ他現狀ヲ變更スルコトヲ得ズ

前項ノ遺蹟ト認ムベキモノヲ發見シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅ  
ベシ

第十九條 朝鮮總督ハ本令ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ道知事ニ委任スルコト  
ヲ得

第二十條 朝鮮總督ノ許可ナクシテ寶物ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ五年以下ノ  
懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 寶物ヲ損壞毀棄又ハ隠匿シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ寶物自己ノ所有ニ係ルトキハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下  
ノ罰金若ハ科料ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓

以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一 許可ヲ受ケズシテ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ

又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲シタル者

二 第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第五條若ハ第十八條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ得タル物件ヲ讓受ケタル者

第二十三條 第三條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ妨グ若ハ忌避シ調

査ニ必要ナル物件ノ提供ヲ爲サズ又ハ調査ニ必要ナル物件ニシテ虛偽ナルモノヲ提供シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第八條又ハ第十八條第二項ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則



本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

三〇

### 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行規則

(昭和八年十二月五日  
總督府令第二三六號)

第一條 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定又ハ其ノ解除ノ告示ハ左ノ事項ヲ

朝鮮總督府官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

一、寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數

二、所在地及地域

三、所有者ノ氏名及住所〔法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地〕

第二條 朝鮮總督朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令以下單ニ保存令ト稱ス〔第

六條第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ノ禁止又ハ制限ヲ爲シタルトキハ禁止又ハ制限スベキ事項及前條第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ朝鮮總督府官報ヲ以テ告示シ且當該物件又ハ土地ノ所有者管理者又ハ占有者ニ通知ス但シ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ保存上必要ト認ムルトキハ告示セザルコトヲ得

第三條 寶物古蹟名勝及天然記念物ニ付テハ朝鮮總督府ニ其ノ臺帳ヲ備フ

第四條 當該官吏保存令第三條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ關係物件又ハ土地ノ所有者管理者又ハ占有者ニ通知スベシ

日出前又ハ日没後ニ於テハ占有者ノ承諾アルニ非ラザレバ保存令第三條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ルコトヲ得ズ

第五條 當該官吏保存令第三條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲ストキハ別記様式ノ證票ヲ携帶スベシ

第六條 寶物ノ輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケントスルトキハ所有者ニ於テ左ノ事

項ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スベシ

一 寶物ノ指定番號名稱及員數

二 輸出又ハ移出ヲ必要トスル事由

三 輸出又ハ移出ノ期間

四 輸出港又ハ輸出地

五 輸出先又ハ移出先

- 六 荷造運搬ノ方法
- 七 輸出又ハ移出ノ期間中ニ於ケル保管ノ方法
- 八 保險ノ方法
- 九 榻拓模寫模造等ニ關シ定メタル事項アラバ其ノ事項  
前項ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ
- 第七條 前條第一項ノ規定ニ依リ寶物輸出ノ許可ヲ受ケタル者當該寶物ヲ輸出  
セントスルトキハ輸出申告ノ際輸出許可書ヲ稅關ニ呈示スベシ
- 第八條 寶物ヲ輸出又ハ移出シタル者當該寶物ヲ輸入又ハ移入シタルトキハ七  
日內ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ
- 第九條 保存令第五條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ニ申  
請スベシ
  - 一 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數
  - 二 現狀ヲ變更シ又ハ保存シ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ必要トスル事由
  - 三 現狀變更又ハ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ニ關スル設計仕様書計畫圖及

寫眞竝ニ工事擔當者ノ氏名及住所法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所  
ノ所在地)

四 建造物ノ類ニシテ其ノ位置ヲ變更セントスルモノニ在リテハ其ノ移轉先

五 着手及竣功ノ豫定期

六 土地ノ所有者タルコト又ハ土地ノ所有者及關係人ノ承諾ヲ得タルコトヲ  
證スルニ足ル書面

前項ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第十條 保存令第五條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ行爲ヲ終リタルトキハ實施仕様  
書圖面及寫眞竝ニ埋藏物ノ類ヲ發見シタルトキハ其ノ狀況ヲ具シ二月内ニ其  
ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十一條 保存令第六條第二項ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項  
ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スベシ

一 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數

二 補助ヲ必要トスル事由

三 施設ニ關スル工費豫算設計仕様書及計畫圖

四 着手及竣功ノ豫定期

第十二條 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ所有者管理者又ハ占有者其ノ氏名又ハ住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱又ハ主タル事務所ノ所在地)ヲ變更シタルトキハ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ變更ノ日ヨリ十四日內ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ所有者管理者又ハ占有者ニ變更アリタルトキハ新ナル所有者管理者又ハ占有者ヨリ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ變更ノ事實ヲ證スルニ足ル書面ヲ添へ變更ノ日ヨリ十四日內ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十三條 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ現状ニ變更アリタルトキハ保存令第九條ノ規定ニ依リ出陳中又ハ同令第十三條第一項ノ規定ニ依リ管理中ニ係ル場合ヲ除クノ外所有者管理者又ハ占有者ヨリ其ノ事由實況竝ニ當該寶物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ滅失若ハ毀損又ハ現状變更ノ

事實ヲ知リタル日ヨリ七日内ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十四條 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ所在地名又ハ所在地ノ地番地目若ハ地積ニ變更アリタルトキハ所有者管理者又ハ占有者ヨリ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ變更ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十四日内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十五條 保存令第九條ノ規定ニ依リ出陳スベキ寶物ヲ受領シタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ所有者ニ受領證書ヲ交付シ當該寶物ヲ返付スルトキハ之ト引換フベシ

前項ノ寶物ヲ受領又ハ返付シタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ其ノ都度其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第一項ノ寶物ノ出陳及返送ニ要スル荷造運搬費ハ當該博物館又ハ美術館ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十六條 保存令第九條ノ規定ニ依リ出陳シタル寶物其ノ出陳中滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ現狀ニ變更アリタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ其ノ事由實況

竝ニ當該寶物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告シ且當該寶物ノ所有者ニ通知スベシ

第十七條 保存令第十條ノ規定ニ依リ補給金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由竝ニ當該寶物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ遲滯ナク朝鮮總督ニ申請スベシ  
前項ノ補給金ハ寶物一件ニ付一年三圓以上六十圓以下トシ其ノ額ハ朝鮮總督之ヲ定ム

前項ノ補給金ハ月割ヲ以テ之ヲ交付シ一月ニ滿タザル日數ハ之ヲ一月ト看做ス

第十八條 保存令第十一條ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ損害ノ原因タル事實アリタル日ヨリ三月内ニ朝鮮總督ニ申請スベシ  
前項ノ補償ハ通常生ズベキ損害ニ限り之ヲ爲スモノトシ其ノ額ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十九條 朝鮮總督保存令第十三條第一項ノ規定ニ依リ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ所有者管理者又ハ占有者ニ通知ス

第二十條 保存令第十三條第一項ノ規定ニ依リ管理スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ現状ニ變更アリタルトキハ當該地方公共團體ハ其事由實況竝ニ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告シ且當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ所有者管理者又ハ占有者ニ通知スベシ

第二十一條 保存令第十三條第一項ノ規定ニ依リ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ管理ヲ爲ス地方公共團體ハ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ付觀覽料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十二條 保存令第十三條第三項ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ當該地方公共團體ハ其ノ事由及當該年度管理費豫算竝ニ當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スベシ

第二十三條 寺刹其ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ヲ維持修理スルコト能ハザルトキハ朝鮮總督ハ之ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得



朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ寺刹以外ノ者ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スベシ

一 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數

二 補助ヲ必要トスル事由

三 維持修理ニ關スル工費豫算設計仕様書計畫圖及寫眞

四 着手及竣功ノ豫定期

第二十四條 第十一條又ハ前條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ

受ケタル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ施設又ハ維持修理ニ關シテハ朝鮮總督之ヲ監督ス

第二十五條 第十一條又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ

交付ヲ受ケタル者ハ道知事ノ指示ニ從ヒ之ヲ管理スベシ

第二十六條 第十一條又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ

交付ヲ受ケタル者設計仕様書又ハ着手若ハ竣工ノ豫定期ヲ變更セントスル  
トキハ其ノ事由竝ニ變更ノ設計仕様書及計畫圖ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ  
ベシ

第二十七條 朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第十一條又ハ第二十三條第一項  
若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ設計仕様書ノ變更  
ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 第十一條又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ  
交付ヲ受ケタル者當該寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ施設又ハ維持修理ノ工  
事ヲ終リタルトキハ實施仕様書圖面寫眞及工費精算書竝ニ埋藏物ノ類ヲ發見  
シタルトキハ其ノ狀況ヲ具シ二月内ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第十一條又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケ  
タル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ施設又ハ維持修理ニシテ政府ノ會計年度  
内ニ其ノ工事ヲ終ラザルモノニ在リテハ尙竣工ニ至ル迄ノ間毎會計年度工費  
ノ收支計算及工事ノ進行狀況ヲ會計年度經過後二月内ニ朝鮮總督ニ届出ヅベ

第二十九條 第十一條又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ朝鮮總督ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 保存令若ハ本令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 工事竣工ノ見込ナキニ至リタルトキ

三 詐欺其ノ他不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第三十條 第六條第八條及第十二條乃至第十四條ノ規定ハ國ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ付テハ之ヲ適用セズ

第九條及第十條ノ規定ハ國ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ニ關シ國ニ於テ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第三十一條 寺刹ハ其ノ所有ニ屬スル物件ニ付寶物ノ指定アリタルトキハ其ノ

管理方法ヲ定メ指定ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

朝鮮總督前項ノ管理方法不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ジ又ハ別ニ管理方法ヲ指定スルコトヲ得

第三十二條 寺刹其ノ所有ニ屬スル寶物ヲ當該寺刹外ニ搬出セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ但シ保存令第九條ノ規定ニ依リ寶物ヲ李王家官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ出陳スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 寶物ノ指定番號名稱及員數
  - 二 搬出ヲ必要トスル事由
  - 三 搬出ノ期間
  - 四 搬出先
  - 五 荷造運搬ノ方法
  - 六 搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法
- 前項ニ揚グル事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第三十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ搬出シタル寶物ヲ當該寺刹内ニ搬入シタルトキハ寺刹ハ七日内ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第三十四條 寺刹其ノ所有ニ屬スル寶物ヲ榻拓模寫若ハ模造シ又ハ榻拓模寫若ハ模造ヲ承認セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

一 寶物ノ指定番號名稱及員數

二 榻拓模寫又ハ模造ヲ必要トスル事由

三 榻拓模寫又ハ模造ノ期間

四 榻拓模寫又ハ模造ノ方法

五 榻拓模寫又ハ模造ニ從事スル者ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第三十五條 貝塚古墳寺址城址窠址其ノ他ノ遺蹟ト認ムベキモノヲ發掘シ其ノ

他現狀ヲ變更セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スベシ

一 遺蹟ト認ムベキモノ、種類名稱員數及所在地

二 發掘其ノ他現狀變更ヲ必要トスル事由

三 發掘其ノ他現狀變更ニ關スル設計仕様書及計畫圖

四 着手及竣工ノ豫定期

五 土地ノ所有者タルコト又ハ土地ノ所有者及關係人ノ承認ヲ得タルコトヲ證スルニ足ル書面

六 由來又ハ傳説

前項ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第三十六條 貝塚古墳寺址城址窠址其ノ他ノ遺蹟ト認ムベキモノ、發掘其ノ他現狀變更ノ許可ヲ受ケタル者其ノ發掘其ノ他現狀ノ變更ヲ終リタルトキハ實施仕様書及圖面竝ニ埋藏物ノ類ヲ發見シタルトキハ其ノ狀況ヲ具シ二月内ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

第三十七條 貝塚古墳寺址城址窠址其ノ他ノ遺蹟ト認ムベキモノヲ發見シタル者ハ左ノ事項ヲ具シ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

一 遺蹟ト認ムベキモノ、種類名稱員數及所在地

二 構造及現狀

三 由來又ハ傳説

四 發見ノ年月日

第三十八條 寺刹左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第三十一條第一項ノ規定ニ依リ届出デタル管理方法又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ命ジ若ハ指定シタル管理方法ニ依ラズシテ寶物ノ管理ヲ爲シタルトキ

二 怠慢ニ因リ寶物ヲ滅失又ハ毀損スルニ至ラシメタルトキ

三 許可ヲ受ケズシテ寶物ヲ寺刹外ニ搬出シタルトキ

四 許可ヲ受ケズシテ寶物ヲ榻拓模寫若ハ模造シ榻拓模寫若ハ模造ヲ承認シタルトキ

第三十九條 第八條第十條第三十一條第一項第三十三條又ハ第三十六條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サザル者ハ科料ニ處ス

第四十條 本令ノ罰則ヲ適用スベキ者寺刹ナルトキハ住持又ハ寺刹令施行規則

第一條ノ規定ニ依リ寺刹ノ事務ヲ取扱フ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
古蹟及遺物保存規則ハ之ヲ廢止ス  
別記様式

十センチメートル

表 面  
ル ト ー メ チ ン セ 六

第 號
寶物古蹟名勝 天然記念物
調査員之票
官 氏 名

裏 面

年 月 日
朝鮮總督府 圖



朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行手續(昭和八年十二月五日  
總訓第四十二號)

第一條 道知事朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令以下保存令ト稱ス(第一條ノ規定ニ依リ指定ノ必要アリト認ムル物アルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

建造物ノ類

- 一 名稱員數及所在地
- 二 所有者管理者及占有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地)
- 三 構造形式及大サ
- 四 現 狀
- 五 沿革
- 六 保存上必要ト認メラル、事項
- 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

物件ノ類

- 一 名稱種類及員數
- 二 所有者管理者及占有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地)
- 三 品質形狀及大サ
- 四 現 狀
- 五 作者及傳來
- 六 保存上必要ト認メラル、事項
- 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項  
遺蹟又ハ景勝ノ地
- 一 名稱及所在地
- 二 地域ノ地番地目及地積
- 三 所有者管理者及占有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地)

- 四 工作物其ノ他ノ物件ノ名稱員數品質形狀構造形式及大サ
  - 五 現 狀
  - 六 由來又ハ傳説
  - 七 保存上必要ト認メラル、事項
  - 八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 動物植物地質鑛物其ノ他學術研究ノ資料ト爲ルベキ物
- 一 名稱員數及所在地
  - 二 地域ノ地番地目及地積
  - 三 所有者管理者及占有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地)
  - 四 品質形狀構造及大サ
  - 五 現 狀
  - 六 保存上必要ト認メラル、事項
  - 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二條 道知事保存令第六條第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ノ禁止若ハ制限ヲ爲シ又ハ必要ナル施設ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

一 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ指定番號名稱及員數

二 禁止又ハ制限スベキ事項

三 施設ノ概要及經費竝ニ補助ノ必要ノ有無

第三條 道知事朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行規則以下單ニ規則ト稱ス(第二十九條ノ規定ニ依リ補助金ノ全部若ハ一部ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第四條 朝鮮總督國ノ所有ニ屬スル物件又ハ土地ヲ寶物古蹟名勝若ハ天然記念物トシテ指定シ又ハ其ノ指定ノ解除ヲ爲シタルトキハ當該物件又ハ土地ノ保管者ニ通知ス

第五條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督府所屬官署ノ長ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベ

シ

一 其ノ保管ニ係ル寶物ヲ輸出又ハ移出セントスルトキ

二 國ノ所有ニ屬スル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲サントスルトキ

三 其ノ保管ニ係ル寶物ヲ榻拓模寫若ハ模造シ又ハ榻拓模寫若ハ模造ヲ承認セントスルトキ

第六條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督府所屬官署ノ長ハ朝鮮總督ニ報告スベシ

一 前條第一號ノ規定ニ依リ輸出又ハ移出シタル寶物ヲ輸入又ハ移入シタルトキ

二 前條第二號ノ規定ニ依ル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ現狀ノ變更又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ終リタルトキ

三 其ノ保管ニ係ル寶物古蹟名勝又ハ天然記念物(保存令第十三條第一項ノ規定ニ依リ地方公共團體ニ於テ管理スルモノヲ除ク)滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ現狀所在地名所在地ノ地番地目地積ニ變更アリ若ハ其ノ保管換アリタルト

キ

四 寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ヲ取得シタルトキ

第七條 道知事規則第三十一條第二項ノ規定ニ依リ管理方法ノ變更ヲ命ジ又ハ管理方法指定ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由及要項ヲ具シ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第八條 道知事寶物タル建造物ノアル寺刹ノ基址又ハ伽藍ニ關シ寺刹令第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ

第九條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ハ其ノ要項ヲ道知事ニ通知ス

一 國ノ所有ニ屬スル物件又ハ土地ヲ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物トシテ指定シ又ハ其ノ解除ヲ爲シタルトキ

二 第五條ノ規定ニ依リ承認ヲ爲シタルトキ

三 第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタルトキ

四 規則第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタルトキ

五 保存令第三條ノ規定ニ依ル行爲ヲ當該官吏ニ命ジタルトキ

第十條 左ノ場合ニ於テハ道知事ハ其ノ要項ヲ所轄警察署長ニ通知スベシ

一 保存令第十五條又ハ規則第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ傳達スルトキ

二 保存令第四條第一項第五條第六條第一項第九條第十三條第一項若ハ第十

八條第一項又ハ規則第三十二條若ハ第三十四條ノ規定ニ依ル指令ヲ傳達スルトキ

三 規則第三十一條第二項ノ規定ニ依ル管理方法ノ變更命令又ハ管理方法ノ指定ヲ傳達スルトキ

四 規則第八條第十二條乃至第十四條第二十條第三十一條第一項第三十三條又ハ第三十七條ノ規定ニ依ル届出又ハ報告ヲ進達スルトキ

五 前條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキ

第十一條 警察官署ニ於テ埋藏物ニシテ石器骨角器土器陶磁器耳飾頸飾帶金具  
 勾玉刀劍馬具鏡鑑古錢佛像銅鐘舍利盒石塔石燈石碑墓誌繪畫彫刻瓦磚其ノ他  
 學術技藝又ハ考古ノ資料ニ供スベキモノト認メラル、物件發見ノ届出ヲ受ケ  
 タルトキハ警察署長ハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベ

シ

- 一 種類及員數
- 二 構造及品質
- 三 現狀
- 四 發見ノ場所
- 五 發見ノ事情
- 六 發見ノ年月日及届出ノ年月日
- 七 發見シタル土地ノ所有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱及主タル事務所ノ所在地)
- 八 發見者ノ氏名及住所
- 九 由來又ハ傳説

第十二條 前條ノ報告アリタルトキハ審査ノ上學術技藝又ハ考古ノ資料ニスベキモノナルヤ否ヤヲ決定シ其ノ旨ヲ當該警察署長ニ通知ス  
前項ノ審査上必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ當該警察署長ニ現品ノ送付



ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ學術技藝又ハ考古ノ資料ニ供スベキモノト決定シタル物件ニシテ國庫ニ歸屬シタルモノハ當該警察署長ニ於テ之ヲ朝鮮總督ニ送付スベシ

第十四條 沒收還付不能其ノ他ノ事由ニ依リ國庫ニ歸屬シタル石器骨角器土器陶磁器耳飾頸飾帶金具勾玉刀劍馬具鏡鑑古錢佛像銅鐘舍利盒石塔石燈石碑墓誌繪畫彫刻瓦磚其ノ他學術技藝又ハ考古ノ資料ニ供スベキモノト認めラル、物件ニ付テハ檢事局ノ長(檢事分局ノ長ヲ含ム)又ハ警察署長ニ於テ其ノ概況ヲ朝鮮總督ニ報告シ其ノ通知ヲ俟テ之ヲ處分スベシ

國有寶物古蹟名勝天然記念物處分ニ關スル件

(昭和九年一月十九日  
官通牒第二號)

政 務 總 監

各所屬官署ノ長宛

昭和八年十二月十一日附朝鮮總督府令第三百三十七號ヲ以テ朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令竝ニ之ニ伴フ諸規定施行相成タルニ付テハ法令又ハ委任ニ依リ國ノ所有ニ屬スル物件又ハ土地ノ使用許可貸付賣却讓與交換等其ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テ當該物件又ハ土地ガ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物トシテ指定セラレタルモノナルトキハ特ニ本府ニ稟伺ノ上處理セラレ度右通牒ス

朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令等施行ニ關スル件

昭和八年十二月二十一日

學務局長

各道知事宛

今回昭和八年八月八日附勅令第二百二十四號朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制昭和八年八月九日附制令第六號朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保

存令昭和八年十二月五日附朝鮮總督府令第三百三十六號朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行規則昭和八年十二月五日附朝鮮總督府訓令第四十二號朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行手續昭和八年十二月五日附朝鮮總督府訓令第四十三號朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會議事規則等發布セラレ昭和八年十二月十一日附朝鮮總督府令第三百三十七號ヲ以テ同日ヨリ施行ト同時ニ古蹟及遺物保存規則竝ニ古蹟調查委員會規程ハ之ヲ廢止相成タル處右ハ特ニ歴史ノ證徴若ハ美術工藝ノ模範トナリ又ハ學術研究ノ參考ニ供スベキ貴重ノ資料ニ付一層其ノ保存ノ確實ヲ期セントスル趣旨ニ外ナラズ而シテ之ガ保存ヲ確實ナラシムル爲ニハ特ニ其ノ警察取締ノ嚴密周到ヲ期スルコト最モ肝要ナル次第ニ付右了知ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度爲念右通牒ス

追テ朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令施行手續第十二條第二項又ハ同手續第十三條ノ規定ニ依リ警察官署ヨリ現品ヲ本府ニ送付スル場合ニ於ケル荷造運搬費ハ總テ本府ニ於テ支辨スベキニ付請負人ヨリ請求書ヲ徴シ送付セシメラレ度申添フ

朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制(昭和八年八月八日勅令第二百二十四號)

第一條 朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬シ其

ノ諮問ニ應ジテ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ保存ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

保存會ハ寶物古蹟名勝又ハ天然記念物ノ保存ニ關スル事項ニ付朝鮮總督ニ建議スルコトヲ得

第二條 保存會ハ會長一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ朝鮮總督府政務總監ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ朝鮮總督ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指定シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 保存會ノ議事ニ關スル規則ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 保存會ニ幹事ヲ置ク朝鮮總督ノ奏請ニ依リ朝鮮總督府高等官ノ中ヨリ  
內閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 保存會ニ書記ヲ置ク朝鮮總督府判任官ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會議事規則

(昭和八年十二月五日)  
總訓第四十三號

第一條 朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會ニ第一部及第二部ヲ置ク

第一部ニ於テハ寶物及古蹟ニ關スル事項ヲ掌ル

第二部ニ於テハ名勝及天然記念物ニ關スル事項ヲ掌ル

第二條 部議決ハ之ヲ保存會ノ議決ト看做ス

第三條 委員及臨時委員ノ部屬ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

第四條 總會及部會ハ會長之ヲ招集ス但シ部會ニ於テ議決スベキ事件ニシテ輕易ナルモノニ付テハ會議ヲ開カズ書面ヲ以テ其ノ部ノ委員及臨時委員ノ意見ヲ聽キ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルトキハ之ヲ其ノ部ノ意見ト看做スコトヲ得

會長ハ總會及部會ノ議長ト爲リ會議ヲ開閉シ議事ヲ整理ス

第五條 總會ハ各部ノ委員及臨時委員ヲ合セ各其ノ半數以上部會ハ其ノ部ノ委員及臨時委員ヲ合セ其ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ急ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 議事ハ出席シタル委員及臨時委員ヲ合セ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可  
否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七條 委員又ハ臨時委員建議案ヲ提出セントスルトキハ其ノ案ヲ具シ總會ニ在リテハ五人以上部會ニ在リテハ三人以上ノ贊成者ト連署シテ之ヲ議長ニ差

出スベシ

第八條 幹事ハ會議錄ヲ作製シ關係書類ト共ニ之ヲ保存スベシ

第九條 本令ニ規定スルモノ、外保存會ノ議事ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

### 保存會官制及保存令施行期日

(昭和八年十二月十一日  
朝鮮總督府令第二三七號)

朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制及朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令ハ昭和八年十二月十一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會委員

會 長  
第一部長

同	朝鮮總督府政務總監	今	今
同	拓務書記官	吉	吉
朝鮮總督府事務官		敏	敏
同	朝鮮總督府內務局長	牛	牛
同	鐵道局長	島	島
同	警務局長	省	省
同	農林局長	三	三
同	學務局長	林	林
同	殖產局長	繁	繁
同	財務局長	藏	藏
同		穗	穗
同		積	積
同		真	真
同		六	六
同		郎	郎
同		渡	渡
同		邊	邊
同		豐	豐
同		日	日
同		子	子
同		渡	渡
同		邊	邊
同		忍	忍
同		池	池
同		田	田
同		清	清
同		吉	吉
同		田	田
同		浩	浩
同		安	安
同		井	井
同		誠	誠
同		郎	郎
同		澤	澤
同		慶	慶
同		治	治
同		郎	郎
同		嚴	嚴
同		昌	昌
同		變	變



京城帝國大學教授

同 教授

東京帝國大學教授

同 教授

同 教授

同 助教授

京都帝國大學教授

同 教授

同 助教授

朝鮮總督府中樞院參議

從三位勳三等

從三位勳三等

田中豐藏

藤田亮策

黑板勝美

池內宏

藤島亥次郎

原田淑人

濱田耕作

天沼俊一

梅原末治

柳正秀

關野貞

小田省吾

鮎貝房之進

小場恒吉



幹 書

事 記

東京帝國大學教授

朝鮮總督府技師

同 技 師

京城帝國大學豫科教授

朝鮮總督府水原  
高等農林學校 教授

正三位勳二等

正五位勳六等

朝鮮總督府事務官

同 技 手

同 屬

六四

鏑木外岐雄

松野二平

立岩巖

森 爲 三

植木秀幹

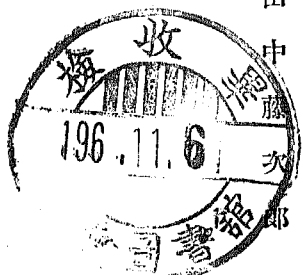
三好學

李能和

嚴昌燮

小川敬吉

田中藤次郎



昭和九年二月十二日印刷  
昭和九年二月十五日發行

發行者 朝鮮總督府

京城府太平通二丁目一番地

印刷者 播本恒太郎

京城府太平通二丁目一番地

印刷所 大海堂印刷株式會社